新井県道踏切道改良協議会設置要綱

(目的)

第1条 新井県道踏切道改良協議会(以下「協議会」という。)は、踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号。以下「法」という。)第16条の規定に基づき、新井県道踏切道において、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他の踏切道の改良の促進に関し必要な協議を行うために設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
- (1) 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- (2) 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (3) 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の組織)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる者で構成する。
- 2 協議会に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、鳥取県知事とし、副議長は、西日本旅客鉄道株式会社米子支社長とする。
- 4 議長及び副議長は、協議会の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(会議の開催)

- 第4条 協議会は、必要に応じて議長が招集し、会議を開催する。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると 認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(会議の合同開催)

第5条 協議会は、法第16条に基づき設置された他の地方踏切道改良協議会と合同で、踏切道 改良協議会合同会議(以下「合同会議」という。)を開催することができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、会議(合同会議の場合にあっては、合同会議。以下同じ。)の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議において、協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部道路企画課及び西日本旅客鉄道株式会社米子支社 山陰地域振興本部に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4年 2月25日から施行する。

別表(第3条関係)

新井県道踏切道改良協議会 構成員

職名	代理の選任
(道路管理者)	
鳥取県知事	鳥取県鳥取県土整備事務所長
(鉄道事業者)	西日本旅客鉄道株式会社米子支社
西日本旅客鉄道株式会社米子支社長	山陰地域振興本部課長
(踏切道密接関連道路の道路管理者又は踏切	
道の所在地をその区域に含む都道府県知事)	鳥取県生活環境部くらしの安心局
鳥取県知事	くらしの安心推進課長
(踏切道の所在地を管轄する地方整備局長)	
中国地方整備局長	中国地方整備局鳥取河川国道事務所長
(踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長)	
中国運輸局長	中国運輸局鉄道部技術・防災課長